

鳥栖地区広域市町村圏組合からのお知らせ

問合せ・申し込み先：鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険課地域支援係 ☎81-3111

ものわすれ・よかよか相談室のご案内

認知症やものわすれについて知りたい・相談したい、不安な気持ちを聞いてほしいなど、ご家族や支援者などの悩みや問題を解決するためのお手伝いをする相談窓口を開設しています。なお相談料は無料です。

※認知症の方やご家族を支援する専門的な資格を持つ行政職員が対応しており、個人情報は守られます。

まずは、お気軽にお電話ください。

- ▽対象者 認知症の症状があるご家族を介護しておられる方 ▽場所 鳥栖地区広域市町村圏組合
 ▽日時 毎月第1・第3火曜日 午後1時30分～4時30分 ▽相談員 鳥栖地区広域市町村圏組合相談員
 ※相談室への来所が難しい方のご相談にも応じています。 神崎 道子

家族介護者交流会のご案内

最近笑っていますか？コロナ禍の在宅介護で疲れていませんか？同じように悩んでいるご家族の方で、情報交換や創作活動をしてリフレッシュしませんか？

鳥栖地区広域市町村圏組合では、毎年「家族介護者交流会」を開催し、認知症や介護に関する悩みや相談を受け、一緒に対処法を考えています。参加費は無料です。

- ▽対象者 認知症の症状があるご家族を介護しておられる方 ▽日時 表のとおり
 ▽講師 西九州大学リハビリテーション学科 ▽場所 鳥栖地区広域市町村圏組合
 藤原 和彦 先生 ▽募集人数 1回10名程度
 ▽締め切り 各開催日の一週間前までに申し込みください。

開催日(予定) (時間は午前10時～12時30分)	介護ミニ講座	創作活動	座談会 (悩み相談等)
令和3年11月20日(土)	介護に関する講座 [テーマ] 認知症の理解と 介護ストレス解消法	ご自宅で使えるハンドメイド日用雑貨等を創作。 例) オリジナル介護ノート、リメイク木箱、クリスマスディスプレイ、苔玉等	介護の悩みについて気軽に話し合う。 例) 介護情報の共有、対処法の共有等
令和3年12月18日(土)			
令和4年1月15日(土)			
令和4年2月19日(土)			
令和4年3月19日(土)			

男の介護塾参加者募集

最近、自宅でご家族を介護する男性が増えています。突然始まったご家族のお世話(介護や家事)でお困りではありませんか。同じような悩みを持つ男性はたくさんいます。将来に備えて介護に関する勉強をしたい方も大歓迎です。男性同士で情報を共有し、日々の介護に役立ててみませんか。まずはお気軽にお問い合わせください。参加費は無料です。

- ▽対象者 ご家族を介護しておられる男性及び介護に興味のある男性
 ▽日時 【第1回目】 令和3年11月27日(土) 【第2回目】 令和4年2月26日(土)
 受付：午前9時45分～ 開催時間：午前10時～12時30分
 ▽内容 ミニ介護講座(認知症の理解と楽しく介助法)・実技(寝返り・起き上がり・立ち上がりの介助法)・情報交換
 ▽場所 鳥栖地区広域市町村圏組合
 ▽講師 西九州大学リハビリテーション学科 藤原 和彦 先生
 ▽募集人数 1回10名程度
 ▽締め切り 各開催日の一週間前までに申し込みください。

基山PA特産品フェア開催!

問 産業振興課 商工観光係 ☎92-7945

町では、高速道路基山パーキングエリアにて秋の特産品フェアを開催します。野菜・果物・お菓子・雑貨など、町内の名品が楽しめます。おいしい秋、楽しい秋を満喫しにぜひお越しください!

▽開催日時 10月29日(金)

正午～午後5時

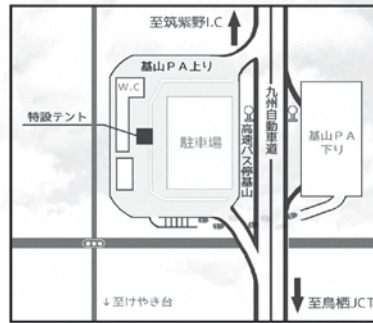
10月30日(土)

午前10時～午後5時

10月31日(日)

午前10時～午後3時

▽開催場所 基山パーキングエリア(上り)
特設会場(右図参照)



九州自動車道

高速基山パーキングエリア上り
特設テント
佐賀県三養基郡基山町小倉2099

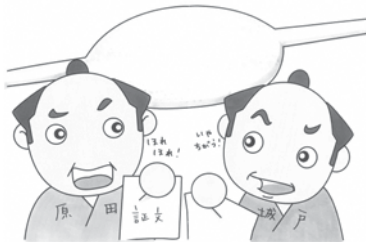
※筑紫野方面からお越しの方は、基山PA(下り)に駐車の上、一度階段を下りて向にお越しください。
※高速道路以外からお越しの方は、駐車スペースが限られますので、ご注意ください。

※新型コロナウイルス対策を行った上で実施します。

意外と知らない!> “きやまの文化財” 紹介します!

第8回「国境石②」庄屋が目論んだ二国境石

前回の「国境石①」では、肥前・筑前の境に二国境石を建てるために、城戸村の庄屋がまずは三国境石を建てようと目論んだところで終わっていました。原田村庄屋と城戸村庄屋の二者だけでは交渉が難航することが見込まれたため、筑後を入れた三者で三国境石を建て、入魂の仲となり二国境石を建てようというのがその目論みでした。



文化二年(1805年)、三か国の境界点に三国境石が完成しました。場所は、温泉施設アマンディのすぐ南東の山の上です。さて、次は二国境石です。原田村側も城戸村側も、お互い古い記録を持ち出しては、「国境はここだ!」「枯松は真の境目に植えられてはいなかった!」などと譲りません。

そこで城戸村庄屋は三国境石を建てた時にお世話になった筑前の御境目掛に意見を求めました。すると「きっちり測量をして二等分してはどうか。」とのこと。

こうして文化四年(1807年)に二国境石が完成しました。しかし、この国境石は昭和六十三年(1988年)の3号線拡幅時に現地点に移転しています。



次回(11月15日号)は、国境石があった本来の場所や、復元の失敗についてお話ししましょう。

コラム

消費生活コラム Vol.23

安売りにつられて通ったら…高額な健康食品を売りつけられた

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171

近所の空き店舗に新しく入った店では、食品等が安く売られており、健康について説明もしてくれる。数日前、血管の話聞いた後、薬を飲むよりも血管がきれいになるという健康食品を「今日が締め切り」などと勧められ、断り切れずに購入した。代金約13万円は高額すぎる。クーリング・オフしたい。(80代女性)



《アドバイス》

- ◎無料や安価で販売される食品や日用品を目当てに、会場に通っていたところ、高額な健康食品等を勧められたという相談が寄せられています。高齢者がこのような会場に出向く背景には、健康への不安、経済的不安、日常的な寂しさ等があるといわれています。販売員は、来場者に親切な態度で接し、楽しませる雰囲気を作り、高齢者の心理を巧みに利用して信頼関係を作ろうとします。なかには、被害に遭ったことに気付いていない場合もあります。
- ◎通い続けて顔見知りになり、言葉巧みに勧誘を受けると、断り切れなくなる場合もあります。安易にそのような場に行かないことが大切です。
- ◎困ったときは、すぐに消費生活相談窓口等にご相談ください。

【参考:独立行政法人国民生活センター発行 見守り新鮮情報 第301号より】

コラム

交通安全コラム Vol.27

やめよう! 「ながら運転」



「ながら運転」(運転中の携帯電話使用等)していませんか?

▽2秒間で車はどれだけ進む?

右の表は、自動車は2秒間に進む距離を示したものです。例えば、40kmで自動車を運転しながらスマートフォンを2秒間見ってしまった場合、その間自動車は約22m進むことになり、道路を横断する歩行者に接触したり、前の停車中の自動車に衝突したりする可能性があります。



自動車等を運転しながらのスマートフォン等の注視・通話やカーナビゲーション等の注視は、画面に意識が集中してしまい、周囲の危険に気付くことができず、重大な交通事故につながる大変危険な行為です。絶対にしないようにしましょう。

どうしても携帯電話等を使用する場合は、必ず安全な場所で停車してから使用しましょう。



◆「ながら運転」をした場合(携帯電話使用等)の罰則等

罰則	6か月以下の懲役 または10万円以下の罰金
違反点	3点
反則金	大型 2万5千円
	普通 1万8千円
	二輪 1万5千円
	原付 1万2千円

◆「ながら運転」をして「交通の危険」を生じさせた場合の罰則等

罰則	1年以下の懲役 または30万円以下の罰金
違反点	6点(免許停止)
反則金	なし(即、罰則適用)

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171